秋田県告示第123号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を廃止する。 平成26年 3 月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用廃止の区間

道路の種類	路線名	区間
県 道	花巻大曲線	横手市山内大松川字向大台4番から字小松根沢山3番2まで
県 道	秋田八郎潟線	秋田市仁別字吉ヶ沢14番1地先から南秋田郡五城目町馬場目馬場目沢国 有林2042林班く小班まで
県 道	秋田岩見船岡線	秋田市河辺岩見字小平岱56番23から大仙市協和船岡字琴ヶ沢2番4地先まで
県 道	雄勝金山線	湯沢市秋ノ宮字役内山国有林68林班ま小班からり1小班まで
県 道	桂瀬笹館線	北秋田市大字七日市字仙戸石沢外3国有林2143林班ロ2小班から大館市 比内町大葛外3字丹内沢外5国有林1137林班ロ小班まで
県 道	久保秋田線	南秋田郡五城目町舘越字兀ノ下148番1地先から井川町葹田字神成沢47 地先まで
		南秋田郡井川町赤沢字森沢1番4から字丸木橋7番1地先まで
県 道	杉沢上小阿仁線	南秋田郡五城目町馬場目馬場目沢国有林2024林班い小班から北秋田郡上 小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林73林班そ小班まで
県 道	西山生保内線	仙北市田沢湖生保内字小先達沢国有林3051林班から3050林班まで
県 道	矢坂糠沢線	北秋田市綴子字戸草沢158番1地先から112番1地先まで
県 道	北の又井川線	南秋田郡五城目町馬場目字蛇喰15番4から井川町井内字鍵掛61まで

- 2 供用廃止の期日 平成26年3月25日
- 3 供用廃止の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 秋田県建設部道路課
 - (2) 期間 平成25年3月25日から同年4月7日まで